

自動車運転手以外の職員による公用車の運行に関する要領の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
<p>〔省略〕</p> <p>（運転者の登録等）</p> <p>第4 <u>部局等の長</u>は、<u>当該部局等の職員</u>で第3に定める資格を有する者のうち、公用車の運転をさせようとするものの承諾を得た後、公用車運転登録申請書（別紙様式第1号）（以下「申請書」という。）を運行管理者に提出し、運行管理者は提出された申請書に基づいて、公用車運転登録者名簿（別紙様式第2号）（以下「登録者名簿」という。）に登録を行うものとする。</p> <p>2 <u>登録者名簿に登録された職員</u>は、免許停止等の行政処分を受けた場合には、直ちに<u>部局等の長</u>を通じて運行管理者に報告しなければならない。</p> <p>3 運行管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに当該職員を登録者名簿から抹消するものとする。</p> <p>（運転者の義務等）</p> <p>第5 運転者は、公用車を運転する場合において、規則第8条に定める留意事項に従い、常に運転者としての最善の注意を払わなければならない。</p> <p>2 運行管理者は、<u>運転者が関係法令及びこの要領に違反したときは</u>、<u>当該部局等の長と協議の上</u>、当該運転者を登録者名簿から抹消することができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（業務付加命令等）</p> <p>第9 <u>部局等の長</u>は、規則第10条第1項の規定に基づき、<u>当該部局等の職員</u>で登録者名簿に登録されている者に公用車を運転させようとするときは、その都度当該職員に業務として運転を命ずるものとする。</p> <p>2 前項の命令は、公用車運転業務付加命令書（別紙様式第3号）により行うものとする。</p> <p>（使用の手続き）</p> <p>第10 <u>運転業務付加命令により公用車を使用する部局等の長</u>は、公用車運転業務付加使用願（別紙様式第4号）を、事前に運行管理者に提出し、使用の許可を得るものとする。</p> <p>2 運行管理者は、<u>公用車使用の許可に際して</u>、登録者名簿により運転する者の登録状況を確認するとともに、使用日時、行先、使用目的及び同乗者等を審査の上、使用を許可するものとする。</p> <p>（使用の変更及び取消）</p> <p>第11 公用車の使用の許可を受けた<u>部局等の長</u>は、その後に変更又は取消しの必要が生じた場合には、直ちに<u>運行管理者</u>にその旨申し出るものとする。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（運転者の登録等）</p> <p>第4 <u>課長又は室長</u>は、<u>当該部局の職員</u>で第3に定める資格を有する者のうち、公用車の運転をさせようとするものの承諾を得た後、公用車運転登録申請書（別紙様式第1号）（以下「申請書」という。）を運行管理者に提出し、運行管理者は提出された申請書に基づいて、公用車運転登録者名簿（別紙様式第2号）（以下「登録者名簿」という。）に登録を行うものとする。</p> <p>2 <u>登録者名簿に登録された職員</u>は、免許停止等の行政処分を受けた場合には、直ちに<u>課長又は室長</u>を通じて運行管理者に報告しなければならない。</p> <p>3 運行管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに当該職員を登録者名簿から抹消するものとする。</p> <p>（運転者の義務等）</p> <p>第5 運転者は、公用車を運転する場合において、規則第8条に定める留意事項に従い、常に運転者としての最善の注意を払わなければならない。</p> <p>2 運行管理者は、<u>運転者が関係法令及びこの要領に違反したときは</u>、<u>当該課長又は室長と協議の上</u>、当該運転者を登録者名簿から抹消することができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（業務付加命令等）</p> <p>第9 <u>課長又は室長</u>は、規則第10条第1項の規定に基づき、<u>当該部局の職員</u>で登録者名簿に登録されている者に公用車を運転させようとするときは、その都度当該職員に業務として運転を命ずるものとする。</p> <p>2 前項の命令は、公用車運転業務付加命令書（別紙様式第3号）により行うものとする。</p> <p>（使用の手続き）</p> <p>第10 <u>運転業務付加命令により公用車を使用する課長又は室長</u>は、公用車運転業務付加使用願（別紙様式第4号）を、事前に運行管理者に提出し、使用の許可を得るものとする。</p> <p>2 運行管理者は、登録者名簿により運転する者の登録状況を確認するとともに、使用日時、行先、使用目的及び同乗者等を審査の上、使用を許可するものとする。</p> <p>（使用の変更及び取消し）</p> <p>第11 公用車の使用の許可を受けた<u>課長又は室長</u>は、その後に変更又は取消しの必要が生じた場合には、直ちに<u>運行管理者</u>にその旨申し出るものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

(事故発生の場合の措置)

第13 事故等が生じた場合の措置は、規則第9条の規定を準用する。ただし、その際、「自動車運転手」は「運転者」に、「運行管理者」は「部局等の長」に、「物品管理官」は「運行管理者」に、それぞれ読み替えて準用するものとする。

2 運行管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに事故報告を物品管理官に行うものとする。

(弁償)

第14 運転者は、故意又は重大な過失により国に損害を与えた場合は、関係法令の定めるところにより弁償の責を負うものとする。

[省略]

別紙様式第1号

公用車運転登録申請書

(運行管理者)

契約室長 殿

申請部局等の長 印

自動車運転手以外の職員による公用車の運行に関する要領の第4に基づき、下記の者に公用車も運転させたいので、登録者名簿への登録方よろしくお取り計らい願います。

記

官職氏名 印

(事故発生の場合の措置)

第13 事故等が生じた場合の措置については、規則第9条の規定を準用する。この場合において、同条中「自動車運転手」とあるのは「運転者」と、「運行管理者」とあるのは「課長又は室長」と、「物品管理役」とあるのは「運行管理者」と読み替えるものとする。

2 運行管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに物品管理役に報告するものとする。

(弁償)

第14 運転者は、故意又は重大な過失により国に損害を与えた場合は、関係規程の定めるところにより弁償の責を負うものとする。

[省略]

別紙様式第1号

公用車運転登録申請書

(運行管理者)

契約課長 殿

課長又は室長 印

自動車運転手以外の職員による公用車の運行に関する要領の第4に基づき、下記の者に公用車も運転させたいので、登録者名簿への登録方よろしくお取り計らい願います。

記

職名氏名 印

(免許証交付年月日)		(免許証番号)	
平成	年 月 日	第	号
有効期間	平成 年の誕生日まで有効 (生年月日 昭和 年 月 日)		
所有免許証の種類	・普通 ・その他( )		
	自動車所有の有無	有 ・ 無	

(免許証交付年月日)		(免許証番号)	
平成	年 月 日	第	号
有効期間	平成 年の誕生日まで有効 (生年月日 昭和 年 月 日)		
所有免許証の種類	・普通 ・その他( )		
	自動車所有の有無	有 ・ 無	



別紙様式第3号

公用車運転業務付加命令書

部署名 \_\_\_\_\_

命令 月 日	運転者 官職・氏名	使用日時 (開始時間-)	行 先	使用目的	同乗者氏名	部署等の長 氏名 印
		( : ~				左記の運転業務を命ずる。 印
		( : ~				左記の運転業務を命ずる。 印
		( : ~				左記の運転業務を命ずる。 印
		( : ~				左記の運転業務を命ずる。 印
		( : ~				左記の運転業務を命ずる。 印
		( : ~				左記の運転業務を命ずる。 印

別紙様式第4号

公用車運転業務付加使用願

平成 年 月 日

(運行管理者) 契約室長 殿

申請部署等の長 印

下記のとおり公用車を運転業務付加使用したいので、許可願います。

記

運 転 者 官 職・氏 名			
使 用 日 時	使 用 日	平成 年 月 日	
	使用時刻	出 発 予 定	時 分
		帰 学 予 定	時 分

別紙様式第3号

公用車運転業務付加命令書

部署名 \_\_\_\_\_

命 令 月 日	運 転 者 職 名・氏 名	使用日時 (開始時間-)	行 先	使用目的	同乗者氏名	課長又は室長 氏名 印
		( : ~				左記の運転業務を命ずる。 印
		( : ~				左記の運転業務を命ずる。 印
		( : ~				左記の運転業務を命ずる。 印
		( : ~				左記の運転業務を命ずる。 印
		( : ~				左記の運転業務を命ずる。 印
		( : ~				左記の運転業務を命ずる。 印

別紙様式第4号

公用車運転業務付加使用願

平成 年 月 日

(運行管理者) 契約課長 殿

申請課長又は室長 印

下記のとおり公用車を運転業務付加使用したいので、許可願います。

記

運 転 者 職 名・氏 名			
使 用 日 時	使 用 日	平成 年 月 日	
	使用時刻	出 発 予 定	時 分
		帰 学 予 定	時 分

行 先 (予定経路も簡潔に 記載のこと。)	
使 用 目 的	
同乗者氏名及び員数	
使用希望自動車 (希望車種に 印)	普通自動車 ・ ワゴン車
備 考	

別紙様式第3号「公用車運転業務付加命令書」の写しを添付すること。

公用車運転業務付加使用許可書

公用車の運転業務付加使用について、下記のとおり許可します。

運 転 者 氏 名	
使 用 日 時	平成 年 月 日( ) 時 分~ 時 分
行 先	
使用許可車種	普通自動車 ・ ワゴン車

行 先 (予定経路も簡潔に 記載のこと。)	
使 用 目 的	
同乗者氏名及び員数	
使用希望自動車 (希望車種に 印)	普通自動車 ・ ワゴン車
備 考	

別紙様式第3号「公用車運転業務付加命令書」の写しを添付すること。

公用車運転業務付加使用許可書

公用車の運転業務付加使用について、下記のとおり許可します。

運 転 者 氏 名	
使 用 日 時	平成 年 月 日( ) 時 分~ 時 分
行 先	
使用許可車種	普通自動車 ・ ワゴン車

附 則  
この要領は、平成16年4月1日から施行する。